

## 「地位確認等請求事件」和解に関する声明

2017年10月26日

原告 干場信司

「酪農学園の建学の精神と教育を守る会」代表 井上昌保

本日（2017年10月26日）、札幌地方裁判所（民事3部、湯川浩昭裁判長）において、原告干場信司（酪農学園大学前学長）が、被告学校法人酪農学園（以下、学園）が2015年7月14日に行った学長解任を不服として提訴した「地位確認等請求事件」（事件番号：平成28年（ワ）第44号）について、被告が学長解任を撤回し、解決金を支払うことを骨子とする内容で、和解が成立しました。

この和解は、原告が本裁判で第一に明らかにしたいと願っていた「学長解任の不当性」を被告学園自身が認めたことを意味しており、これまでに例のない画期的なものであります。

被告学園が自らの重大な過ちを認めたからには、原告の人権ならびに名誉を甚だしく傷つけたこと、および、大学を混乱させたこと（下記「事件の概要」および別紙「地位確認等請求事件」に関する経緯参照）に対して、原告の解任を決定した当時の理事会メンバーは、責任を明確にしなくてはなりません。

そのことを通して、学園および酪農学園大学が、専制的な運営を止め、真に建学の精神に基づいた教育に邁進することを望むものであります。

私ども「酪農学園の建学の精神と教育を守る会」は、今回の勝訴にも等しい和解の成立に当たって、原告が強く願っていた学校法人酪農学園と酪農学園大学、とわの森三愛高等学校の教育と学園運営の正常化のため、これからも全力をあげて努力する決意です。

### 「事件の概要」

前理事長らは、2014年度後半に、寄附行為等の改訂により、建学の精神を軽視し、自分達の権限強化と専制的な運営を可能とする体制作りを強引に進めようとしていました。それに対し、干場前学長（原告）や教授会メンバーは、二回にわたり構成員の8割以上の署名によって反対の意を表わしていました。前理事長らは、この反対署名を完全に無視しただけではなく、意に従わない前学長をこじつけの理由で解任したのでした。

以上